

福祉サービスの紹介 ~介護保険のサービス その7~

介護認定審査会での審査の結果、要介護、または要支援の認定を受けた方は、介護保険のサービスを利用できます。

短期間施設に入所して利用するサービス 「短期入所生活介護」「短期入所療養介護」の紹介

介護者の介護負担を軽減するために利用することができます。

短期入所生活介護(ショートステイ)

福祉施設に短期間入所して、日常生活上の支援(食事、入浴、排泄など)や、機能訓練などのサービスを受けることができます。

短期入所療養介護(医療型ショートステイ)

老人保健施設などに短期間入所して、医療上のケアを含む日常生活上の支援や機能訓練、医師の診察などを受けることができます。

※上記のサービスは、あくまでも在宅生活の継続を支援するためのサービスであり、原則として長期間連続した利用はできません。詳細は担当のケアマネジャー、または下記まで問い合わせてください。

問い合わせ

太平地域包括支援センター 電話(25)1135

滝呂地域包括支援センター 電話(24)5562

南姫地域包括支援センター 電話(20)2021

多治見市役所 高齢福祉課 電話(22)1111

2月の相談日

☆わが家の悩み☆相談日一覧

皆さんの悩みごとに、
専門の相談員がお話を伺います

気軽に相談センター	相談の種類	日にち	時間	場所	問い合わせ
	民生委員の気軽に相談 ☎	7日・21日(月)	午後1時～午後3時	多治見市総合福祉センター 4階 相談室	(23)5115
	税務相談	2日(水)	午後1時～午後3時	4階 相談室	(25)1131
	法律相談(予約制)	16日(水)	午後1時～午後3時	4階 相談室	(25)1131
	【予約受付日】9日(水)	午前8時30分～			
その他の相談日	障がい者相談	月曜日～金曜日	午前9時30分～午後3時30分	2階 障害者福祉センター	(25)1131 障害者福祉センター(内210)
	ひとり親家庭相談	16日(水)	午後1時～午後4時	4階 相談室	(25)1133 母子福祉センター
	高齢者就業相談	25日(金)	午後1時30分～午後3時	3階 作業室	(25)1131 老人福祉センター(内301)
	結婚相談	13・27日(日)	午前10時～正午 午後1時～午後3時	4階 技能習得室	(22)1111 市役所市民文化課

※相談は無料です。☎マークの相談は、上記の日時で電話相談ができます。 ※祝祭日の相談は休みです。

東濃地区福祉サービス利用支援センター

判断能力に不安があり、日常生活に支障を来すおそれがある方(認知症状や知的・精神的な障がいのある方)の相談に応じ、支援します。

相談日	月～金曜日(祝祭日を除く)	内容	福祉サービスの利用の助言や手続き代行 印鑑や通帳、証書などの預かりサービス 日常的な金銭管理など
時間	午前8時30分～午後5時		
費用	相談は無料(実際に支援した場合は利用料金が必要)		

問い合わせ 東濃地区福祉サービス利用支援センター

場所 多治見市総合福祉センター1階 電話 (23) 6332 <担当>松井

出張相談日 [日時] 2月3日(木) 午後1時30分～午後4時 [場所] かさほら福祉センター 笠原町2900-6